

# 検定制度と検定協会 第2回 ～日本消防検定協会の設立と 義務検定制度～

元東京理科大学火災科学研究所教授 博士（工学）

小林 恭一



本稿では、消防法第17条の改正に伴い検定個数が急増して、消防研究所による検定では対応しきれなくなったため、日本消防検定協会が設立されるとともに、義務検定制度に移行した経緯について述べることにします。

## 昭和35年（1960）の消防法第17条の改正

昭和35年（1960）7月に自治省（当時）が設置されると、国家消防庁は「消防庁」としてその外局に位置づけられました。この時、同時に消防法第17条が改正されて、それまで条例に委任されていた消防用設備等（消防法第17条に基づくもの。以下同じ）の規制が全国統一的行われるようになりました。

消防の用に供する機械器具等の設置規制が市町村条例で行われていた時代は、東京など一部の大都市を除いて、多くの市町村では十分な規制が行われていなかった可能性があります。そのためか、消防用設備等の設置規制が全国統一に行われるようになると、検定個数が爆発的に増加することとなりました。ちなみに、消火器の本検定（現在の型式適合検定）個数でみると、昭和30年度（1955）の20万本が昭和37年度（1962）には91万本に急増しています。

検定個数が表2（前回参照）の程度であれば消防研究所による検定でも対応できたのだと思いますが、検定個数の急増により、それではとても間に合わなくなり、消防研究所本来の目的である火災に関する技術的研究にも支障を来すようになって、消防研究所内部でも、検定を行う専門の機関の設置の必要性が議論されるようになりました。

## 日本消防検定協会の設立

「日本消防検定協会十年史」によると、消防研究所の機構の見直しには、検定個数の

---

急増以外に、以下のように、国の研究機関に対する当時の日本政府の方針や他省庁との関係も絡んでいた様子が見えます。

昭和36年（1961）9月、内閣総理大臣が「国立試験研究機関の刷新充実に関する方策」を科学技術会議に諮問し、昭和37年（1962）7月、「国立試験研究機関の性格を単純明確化し、業務の分野の重点化をはかり、必要に応じて新設、統合、廃止、転換などの措置を講ずる」などの答申がなされ、消防研究所の見直しにも大きな影響を与えました。

また、当時、大都市への人口集中、産業経済の発展に伴い、火災の発生件数は年々増加していましたが、当時の検定は任意検定であり、粗悪品が出回ることを抑制できなかったため、火災予防の見地から、検定制度の強化が望まれていました。

一方、消防用機械器具等に関するJIS規格と検定との関係について問題があり、結合金具について工業技術院から消防庁に協議があつて、懸案事項になっていました。また、大蔵省（当時）からも、消防研究所本来の研究業務と急増する検定業務との整理の必要があることが指摘されていました。

このような動きを背景として、消防庁は、昭和37年（1962）4月、

- ① 消防用設備全品目について規格を整備する
- ② 検定制度を強化して義務検定とし、全品目について型式検定（現在の型式承認）と個別検定（現在の型式適合検定）を行う
- ③ 法律に基づく特殊法人を設立し、検定業務を担当させる

という方針を決定しました。

検定制度の改正については、消防隊が使用する機械器具等について条例に基づき自前の検定を実施していた東京都、大阪府、京都府などの消防関係者と協議して理解を得るとともに、全国消防長会や関係業界の賛同も得ています。

こうして、昭和38年（1963）4月に消防法が改正され、検定業務は昭和39年（1964）1月に、消防研究所から、人員や施設、ノウハウも含めて、新たに設置された日本消防検定協会に移管されることになりました。それに伴い、それまで国家公安委員会告示で定められていた検定制度の仕組みは、制度の枠組みは消防法（第21条の2～第21条の51）で、検定対象品目は政令（第37条）で、技術基準は品目毎に規格省令で、それぞれ定められることとなりました。前回述べたように、この時、消防法第19条が削除されています。

## 義務検定制度

検定制度の仕組みそのものは、消防研究所で行われていた仕組みが概ね引き継がれましたが、「消防の用に供する機械器具等」のうち政令（消防法施行令第37条）で定めるも

---

の（消防用機械器具等）は原則として全て検定制度の対象となり（消防法第21条の2第1項）、消防用機械器具等は、所定の表示が附されているものでなければ、販売し、又は販売の目的で陳列してはならず、また、その設置、変更又は修理の請負に係る工事に使用してはならない（同条第4項）という極めて厳しい規制となりました。

このような厳しい規制となった理由は何故でしょうか？その主な理由は、前回述べたように、消防用機械器具等が極めて高い確率で適切に作動することが求められるためだと考えられますが、検定制度がそれまで任意の制度として行われていたことから考えると違和感もあります。今となっては推測するしかありませんが、当時の資料をみると、幾つかの手がかりは見つかります。

第一に、当時、世の中は高度成長時代で、経済の急成長に比例するかのようには火災件数も火災による死者数も急増しており、市街地大火が頻発していた時代に引き続き、火災対策が国家的課題だったことが非常に大きいのだと思います。国会での議論を見ても、この点が現在の火災の位置づけとは全く異なっており、このような厳しい仕組みも、社会に特に違和感なく受け入れられていたことがうかがえます。

昭和31年（1956）版旧消防白書には、一部大都市が独自に消防の用に供する機械器具等の性能検証を行っており、市中には性能について何の評価もされていないものも出回っていて、それらの量は「本検定」の量に匹敵するのではないかと、それらを国家検定の枠組みの中に取り込むべきではないか、という記述があります。さらに、消防研究所が世界の状況を研究して民間企業と協同で国産化と品質の確保を目指していたことをうかがわせる記述もあります

日本消防検定協会十年史には、消防法改正案に関する各省協議の際に、義務検定の裏付けとなる罰則規定を設けることについて、法務省が強い反対の意向を示したため、折衝を重ねて了解を得ることができたという記述があります。

また、大蔵省は、検定業務を行う機関を特殊法人とする必要はなく、仮に特殊法人とするとしても政府が出資する必要はない、という意見でした。これに対して消防庁は、消防用機械器具等は人命、財産に重大な影響を及ぼす保安用具であり、その性能特に安全性を国民に対して保証するために行われる検定業務は、当然国の責任において執行しなければならないものであり、民法に基づく法人よりなお一層国の監督を受ける特殊法人にその業務を行わせ、これによって国が直接その業務を行う場合と同様の公正を担保すべきであると主張して了解を得られたとあります。

消防法第21条の2が厳しい規定ぶりになった背景には、火災対策が国家的課題なのに粗悪な消防用機械器具等が出回っていたということも大きいのだとは思いますが、当時

の国家的課題に貢献しようという消防庁や消防研究所の強い自負と意気込みがあったこと、法制的な検討や他省庁との折衝の過程で、制度そのものが極めて堅い構成になっていかざるを得なかったこともあるのではないかと、というのが私の推測です。

### 義務検定移行時の検定対象品目

消防研究所における任意検定制度の時代に定められた規格は、表1（前回参照）のとおりですが、実際には検定申請がなされないものもあったため、義務検定への移行時に検定対象となっていたのは、13品目でした。そのうち、義務検定への移行の際に、防災関係の3品目（防災液、防災紙及び防災布）と無線機関係の2品目（消防用短波無線電話機及び消防用超短波無線電話機）及びスプリンクラーヘッドの合計6品目が検定対象から外され、昭和38年の時点で7品目が検定対象とされました（表3参照）。

防災関係や無線機関係の品目が検定対象から外されたのは、検定対象機械器具等が政令で定められることになったため、各省庁の所管品目と競合する品目は検定対象とすることができなくなったためだと考えられます。任意検定制度の時代は、国家公安委員会告示で検定規格を決めていたので、いわば自由に安全上必要な品目の規格を決めていたのですが、そうは行かなくなったということでしょう。

スプリンクラーヘッドが検定対象から外された理由は、昭和40年（1965）に閉鎖型スプリンクラーヘッドが改めて検定対象品目になっていますので、今となってはよくわかりません。建築基準法第35条（特殊建築物等の避難及び消火に関する技術的基準）には、制定当初（昭和25年（1950））から「・・・スプリンクラー、貯水そうその他の消火設備・・・は、政令で定める技術的基準に従って、避難上及び消火上支障がないようにしなければならない。」とありますので、そのことが関係しているのかも知れません。

表3 義務検定移行時の検定対象品目  
（消防法施行令第37条（昭和38年12月施行時））

号	品 目
一	消火器
二	消火器用消火薬剤（炭酸ガス及び四塩化炭素を除く。）
三	動力消防ポンプ
四	消防用ホース
五	消防用ホースに使用する差込式の結合金具
六	火災報知設備の感知器（火災によって生ずる熱を利用して自動的に火災の発生を感知するものに限る。）、発信機又は受信機
七	電気火災警報器

（続く）